

意見内容 要約	回答
<p>火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）の一部改正について、「蓄電用の施設」の対象が車載バッテリー、各種コンデンサー類も含まれるのか、ある程度の規模を有するものに限定されるのか、不明確である。</p> <p>保安物件に指定する理由は、国民生活に不可欠な設備を保護するものであるから、電気事業法の「事業用電気工作物」であると認識している。</p> <p>改正にあたっては、火薬類取締法の目的に合わせて用語を明確化、限定されたい。</p>	<p>「蓄電用の施設」は「蓄電所」に修正する。</p> <p>この「蓄電所」の対象は、電気事業法（昭和39年法律第170号）における「発電事業」の用に供する発電等用電気工作物のうちの蓄電用の電気工作物（電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）における第47条の13において「蓄電所」と規定されるもの。）である。今回の改正は、今般電気事業法において「発電事業」に用いる蓄電用の電気工作物が整理・明確化されたことに伴い、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第1条第13号に規定する「蓄電所」に含むとしていた当該「蓄電所」についても、同号において並記することとしたもの。なお、車載バッテリー、各種コンデンサー類については、この「蓄電所」には含まれない。</p>
<p>蓄電池は公共性を有するものとは考えにくく、公共性を有する発電所、変電所等は既に第3種保安物件として定義されており、これらに敷設される蓄電用の施設は既に規制されていることから、「蓄電用の施設」の追加は不要ではないか。</p>	<p>「蓄電用の施設」は「蓄電所」に修正する。</p> <p>この「蓄電所」の対象は、電気事業法（昭和39年法律第170号）における「発電事業」の用に供する発電等用電気工作物のうちの蓄電用の電気工作物（電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）における第47条の13において「蓄電所」と規定されるもの。）である。今回の改正は、今般電気事業法において「発電事業」に用いる蓄電用の電気工作物が整理・明確化されたことに伴い、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第1条第13号に規定する「蓄電所」に含むとしていた当該「蓄電所」についても、同号において並記することとしたもの。なお、車載バッテリー、各種コンデンサー類については、この「蓄電所」には含まれない。</p>
<p>蓄電用施設を第三種保安物件に含める場合、当該蓄電用施設に係る保安距離の確保が求められることとなるが、既に火薬類取締法令に基づき保安距離を確保し設置している火薬庫等において、今回の改正に伴い新たに保安距離の確保を講じなければならないことがないようにされたい。また、蓄電用施設の新設、増設等が行われる場合は、蓄電用施設側において近隣への告知義務を設ける等の必要な措置を講じるなど、火薬庫が火薬類取締法令を遵守できるような制度としていただきたい。</p>	<p>「蓄電用の施設」は「蓄電所」に修正する。</p> <p>この「蓄電所」の対象は、電気事業法（昭和39年法律第170号）における「発電事業」の用に供する発電等用電気工作物のうちの蓄電用の電気工作物（電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）における第47条の13において「蓄電所」と規定されるもの。）である。今回の改正は、今般電気事業法において「発電事業」に用いる蓄電用の電気工作物が整理・明確化されたことに伴い、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第1条第13号に規定する「蓄電所」に含むとしていた当該「蓄電所」についても、同号において並記することとしたもの。したがって、今回の改正によって蓄電所からの保安距離の確保が求められることになるものの、その対象は既に規定されている施設と同等の施設に限定されていることから、火薬類取締法令における第三種保安物件の解釈が変更されるものではない。</p>